

2017年11月2日

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

理事長 濱田 純一 様

日本テレビ「世界一受けたい授業」における色覚に関する 番組内容への抗議と要請

日本色覚差別撤廃の会

会長 荒 伸直

私たち「日本色覚差別撤廃の会」は、「色覚異常とされた者の有する能力が正当に評価され、その社会生活が向上すること」を目的とし、色覚の差異を持つ当事者の団体として活動しています。

去る10月28日、日本テレビにて放送された番組「世界一受けたい授業」において色覚の問題を扱った内容は視聴者に色覚の差異への誤った認識を持たせ、偏見に満ちた社会意識を広く醸成するものとなっており、かつ当事者の尊厳を傷つけ人権を損なう内容です。視聴者の人権を守る機関としてその役割を果たされることを要請します。

本来、人はそれぞれが異なった色感覚を持っており、誰一人として同じ見え方をしているのではなく個人差があります。今年の夏、日本遺伝学会は従来の「色覚異常」という用語を「色覚多様性」と変更しましたが、このことは色覚の差異は人類が持つ個体差の一種であるとの学問的見解がなされたものです。色覚に一人ひとりの個人差があることは、生物体としての人間の自然な姿であり、私たちの社会においてはそのことが尊重されるべきなのです。

しかし、日本では戦前より色覚を検査するとして石原式色覚検査表（以後は石原表と記す）が学校教育をはじめとし広く社会で使用され、石原表の誤読者を「色覚異常」、そうでない場合を「色覚正常」としてきました。石原表誤読者のほとんどは日常生活に支障がなく、そのことを自覚することはありません。しかし検査で「異常」とされた場合には「色の判別ができない」「間違った色判断をする」との誤った認識によって進学時には多くの制限があり、就職の機会から排除されました。一方ではそのことを肯定する社会意識としての予断と偏見がその背景としてありました。

石原表は人工的な配色により作成されたもので、感度が過度に鋭敏な医療検査表であり、わずかな色覚の差異をも「異常」と検出し、かつその性格から誤診も少なくありません。ましてや現実の社会活動上での色判別能力とは全く別次元のものです。この医療的検査表を、極めて社会的な活動である学校保健という場に持ち込み、あるいは企業の採用時に職業適性の検査として利用するという大きな過ちを犯していたのです。

その結果、多くの若者が希望を断念し、婚姻をはじめ様々な困難や不幸を生んできました。

1980年代半ばより、このことが誤った認識であり大きな人権侵害であるとの理解が深まり、多くの方々の努力によって徐々に問い直されてきました。

2001年厚生労働省は、「労働安全衛生規則」を改正し、雇入時健康診断の健診項目から色覚検査が廃止されました。その改正の趣旨に「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること」とし、さらに「色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られる」と警鐘を鳴らしています。

同様に、文部科学省は2003年より学校健康診断の必須項目から色覚検査が廃止される理由として「色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること」としています。

その後、「色覚異常」とされた多くの人がかつては排除されていた職場で、立派に活躍されています。そのことは、誤った認識がもたらした不幸が、いかに重大な過ちであったかを事実として明らかにしているものです。

今日では進学時での制限はほぼなくなりましたが、就職に関しては未だに根拠の無いまま悪弊にとらわれて不合理な制限を温存している現状が一部にあります。私たちはそれを改めるべく取り組みを進めています。

かかる現状において、今回の日本テレビの番組内容には疑問と憤りを禁じ得ません。以下そのことを述べます。

(1) 色覚異常は「花の色を間違える」「焼肉の焼き具合が判断できない」「交通信号を見誤り事故を起こす例もある」などと続く映像を何故流されたのでしょうか？

多くの当事者の実感はどの映像も「全くそんなことはない」というものです。色覚の差異を持つ当事者の多くは日常生活で何ら支障を感じることもなく、そのことを自覚することも、その自覚の必要性も感じることはありません。少数の強度のケースで課題があるとすればその場合こそ、その人が生きやすい社会にしていけることが求められているのですが、この番組では色覚の多様性など（このコーナーのタイトルにはあったものの）何ら説明もなく、その強度の例を羅列し色覚異常を異質な存在と際立たせるだけのものとなっています。それを見た視聴者は色覚の差異を過度に異常と認識することになるだけです。こうして偏見に満ちた社会意識が広く醸成されていく状況が生まれてくるのです。かつてそんな社会意識がもたらした悲劇を経験してきた当事者にとって許しがたい内容であります。

(2)「今若者に増えている色覚異常」との言葉は、事実と反し科学的根拠もないもので不安を煽るだけではないでしょうか？

この言葉は番組の最初に登場します。番組では一連の他の若者の事象と同列に色覚の差異が紹介されて行きます。視聴者はこの言葉通りの認識を持たされます。しかし、色覚の差異は遺伝性であり科学的にも事実としてもこんなことはあり得ません。

この番組は「上記(1)の映像で色覚の差異が重大なことであると訴え、それに該当する若者が増加している」とこの言葉のように不安を煽り、あなたはどうかを検査で見てくださいと検査の映像に移っていく」という構成となっている。この一連の流れのために事実と反することが意図的に使用されたとすれば、テレビ番組として許せない行為であります。

(3)色覚の差異は遺伝ですが、遺伝という極めて個人の人権に関わる問題を日本テレビとしてどのように考えて番組を制作されたのでしょうか？

色覚の差異は、親から子に引き継がれる遺伝です。このことが親子間・家族間に大きな問題を背負わせた歴史と現状があります。色覚検査は本人と親の色覚及びそのつながりを明らかにするという遺伝子検査と同じ重みをもつ検査です。しかも石原表は前述した性格のある医療的検査法です。番組後半ではその検査が実施されます。医師から検査の性格も結果の受け止め方の説明もなく、「簡単に確認する方法がある」の一言で多くの視聴者がこの検査を受けたこととなります。親子で、夫婦で、友だちと、一人だけで……。番組前段までの医師による説明で不安を抱えながら検査し、出された結果をそれぞれが引き受けることとなります。自分の遺伝情報を自ら意図することなく自覚させられ、周囲に明らかにさせられることとなります。このことから引き起こされるであろう様々な事態を考える時、不特定多数を想定したテレビにおいてやるべきことではありません。一方、ゲスト回答者は視聴者の前で検査を受け、その結果を明らかにすることとなりますが、これはその人の人権に深くかかわる遺伝情報の公表を強いられることとなります。いずれも許されない人権侵害です。

(4)番組制作者は色覚の差異をどのように考えているのでしょうか？また、番組の制作意図は何だったのでしょうか？

この番組タイトルに「色覚異常(色覚多様性)」と書かれていましたが、番組内ではこのタイトルの中身への言及はありませんでした。冒頭でも書きましたように色覚の差異を色覚の異常とし当事者に理不尽さを強いて来た歴史と、変わらぬ現状が一部にあります。さらに最近では色覚検査の受診を積極的に勧め、色覚の差異のある当事者は自分の色覚を自覚すべきであるとの動きもあります。そんな状況においてこの番組が社会に与える影響を憂慮します。色覚の差異があるのは自然であり、色覚多様性が尊重される社会になることを願っています。番組内容とタイトルとあまりの開きを感じています。制作者のタイトルへの思いと制作意図が知りたいと思います。

以上長々と番組内容について述べてまいりましたが貴機構のご見解をお伺いするとともに、視聴者の基本的人権を擁護する機関として、このことを真摯に受け止め取り組まれるよう要請します。

なお、文中に書きました、厚労省パンフレット「色覚検査の廃止」、及び本会リーフレットと最近の活動資料につきまして、本会のホームページにそれぞれ掲載しています。下記に掲載欄とURLを示しましたのでご参照ください。

- ・厚労省パンフ：「事業を営む方へ」内 nodaiweb.university.jp/cms/data/book3.pdf
- ・本会リーフレット：「会について」内 <http://nodaiweb.university.jp/cms/leaflet2016.pdf>
- ・本会会報：「CMS Letter」内 <http://nodaiweb.university.jp/cms/letter-pdf/letter-53.pdf>

この件についてのご質問、ご要望等があれば下記までご連絡ください。よろしくお願ひします。

日本色覚差別撤廃の会 事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12 かわさき市民活動センター1気付

TEL/FAX： 044-788-3509

HP： <http://nodaiweb.university.jp/cms/>